

会員の入会および退会に関する基準

1. 入会

1 会員の入会に関する基準は次のとおりとする。

- (1) 大学（学校教育法による大学）において、原価計算および管理会計、またはそれらに関連する研究に従事する者については、理事会の承認によって入会させる。
- (2) 大学以外の研究機関および商業高等学校等において、特に原価計算および管理会計の研究に従事しているものについては、理事会の選考を経て、入会を承認する。
- (3) 原価計算および管理会計の実務経験者（公認会計士および税理士を含む）については、理事会の選考を経て、入会を承認する。
- (4) 大学院博士後期課程に在学中の学生については、理事会の選考を経て、入会を承認する。
- (5) (3) に該当する者については、実務経歴を記載した書類を、(4) に該当する者にあつては、論文著書の題目、発表の時期、発表の方法などを記載した書類を添付しなければならない。
- (6) 賛助会員については、別途定める。
- (7) 外国人の入会については、上記の規定を準用する。

2 会員の入会に関する手続きは次のとおりとする。

- (1) 会則第 5 条の定めにより、入会申込者は、所定の様式による申込書を毎年 4 月末までに理事会に提出しなければならない。
- (2) 理事会は、毎年の大会時に開催される理事会において、会員の入会申込みにつき選考もしくは承認をなし、会員総会で入会許可者の氏名等を報告する。なお、常任理事会が認めた場合には、入会申込書の提出が 4 月末日以降であった者についても入会申し込みを審議し承認することができるものとする。

2. 退会

1 理事会は、会則第 7 条第 1 項により退会を申し出た会員について、毎年の大会時に開催される理事会において、3 月末日に遡ってこれを承認し、毎年の大会における会員総会に退会者の氏名等を報告する。

2 会則第 7 条第 2 項により理事会が会員を退会させることのできる基準は、次のとおりとする。

- (1) 引き続き 3 年以上会費を滞納した者。ただし、海外留学その他やむを得ない事情があると理事会が認めた者を除く。

3. 会員の退会に関する方法は次のとおりとする。

- (1) 2. 2 の規準に基づき理事会が会員を退会させることを適当と認めたときは、会員にこの旨および理由を通知して退会を勧告する。
- (2) 会員が (1) の勧告に応じたときは、理事会は、2. 1 に準じて、本人より退会

の申し出があったものとみなし、同様な方法によって処理する。

(1) の退会を勧告した後、二ヶ月を経て応答のないときも、同様に取り扱う。